



## 年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係  
☎ 476-1111(126)

## ◆新成人の皆さんへ～20歳になつたら国民年金～

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなつたときなどに年金を受け取ることができる制度です。



## ◆国民年金のポイント

## ①将来の大きな支えになります

国民年金は日本国内にお住まいの20歳から60歳までのが加入し保険料を納める制度です。

(平成27年度の定額国民年金保険料は、月額15,590円です)

国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

## ②老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合やその加入者により生計を維持されていた遺族（『子のある配偶者』や『子』）が受け取れます。

## ◆保険料の免除制度

経済的な理由で納付が困難なため国民年金保険料を未納の状態にしていると、将来年金がもらえなくなる場合があります。それだけでなく、万が一、大きな障害が残ってしまった場合などに障害年金の請求ができません。そのような方たちを救うため、保険料の免除制度があります。

## ◆年金手帳は大切に保管を！

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される『基礎年金番号』が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。



## 【申請およびお問い合わせ】

鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

役場住民環境課 戸籍年金係 ☎ 099-476-1111 (内線126)



## 広報 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画広報係  
☎ 476-1111(222)

## ◆掲載内容の訂正について【お詫び】

広報おおさき12月号（No.707）に掲載した『町のカレンダー』の資源ゴミ回収の日程に誤りがありました。町民の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑をお掛けしました。ここに訂正し深くお詫び申し上げます。正しくは、右記のとおりとなります。

資源ゴミ回収	誤	正
第1木曜日地区	12月31日(木)	1月7日(木)
第2木曜日地区	1月7日(木)	1月14日(木)